

審議項目 2 関係参考資料

(非平時に着目した地方制度のあり方関係)

1. 非平時における地方制度のあり方を検討する必要性

- 一部の保健所設置市区から感染状況等の国等へのデータ提供が行われなかったといった事態や、保健所設置市区単位では効率的な病床配分ができない状況が生じた。こうした課題に対しては、メール・電話等による督促や、通知による都道府県入院調整本部の設置依頼等による対応を行った。
- その上で、令和3年の感染症法改正で、国による指示権の拡大や、広域的な入院調整を行うための都道府県知事による保健所設置市長等に対する入院等に関する総合調整の新設が行われた。

※厚生労働省資料（第2回専門小委員会）をもとに抜粋・加工して作成

※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

国と地方自治体の権限の強化

背景

- 新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染がまん延するおそれが高いという現状に鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部のもと、新型コロナウイルス感染症対策分科会等での専門家の知見を踏まえ、自治体等と連携・協力を図りながら国主体で感染症対策を行ってきたところ。他方で、国・自治体等の役割については、以下のような課題が浮き彫りになったところ。

<厚生労働大臣の指示権限の拡大について>

- 新型コロナウイルス感染症の発生当初、一部の自治体からデータが提供されず、国で感染症の実態を適切に把握しきれない事態が生じたという指摘がある。また、行政検査の取組状況などに地域差があり、国が指導力を発揮すべきという指摘。
- 現行でも、感染症法に基づき、厚生労働大臣は都道府県知事等に指示を行うことができるが、「緊急の必要があると認めるとき」に限られており、前述のような状況には必ずしも対応できなかった。

<都道府県知事による入院等の総合調整>

- 新型コロナウイルス感染症対策においては、感染力が高く、病床のひっ迫が発生しうる中で、基礎自治体単位での調整では効率的な病床配分がなされないおそれがあるため、特に重症化リスクのある方を優先的に入院させるためには、都道府県知事が感染状況や病床の状況（空病床数、人工呼吸器の空状況等）を把握し、広域的に調整する必要があった。実際の運用上もこうした対応がとられたものの、これに相当する規定がなかった。

措置内容

- 上記を踏まえ、以下の見直しを行ったところ。

<厚生労働大臣の指示権限の拡大について>

- 感染症法第63条の2に基づく国の都道府県知事等に対する指示について、**感染力が高く、広域的な感染拡大が想定される新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえて、必ずしも「緊急の必要があると認めるとき」に該当しない場合にも国が一定の指示を行うことができる**ようにする。

改正前	改正後
(厚生労働大臣の指示) 第六十三条の二 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、【感染症法令】の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。	[追加] 2 厚生労働大臣は、前項の規定によるほか、都道府県知事が【感染症法令】の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠っている場合において、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、…第一号法定受託事務…に関し必要な指示をすることができる。

<都道府県知事による入院等の総合調整>

- 新型コロナウイルス感染症対策では、病床がひっ迫する中で、保健所設置市や特別区の単位で受入医療機関を調整すると、病床が効率的に配分されないおそれがあることから、**都道府県知事は、保健所設置市・特別区長、医療機関その他の関係者に対し、入院等に関する総合調整を行う**ことを法律上も明確化する。

新設

第二十二條の三 都道府県知事は、一類感染症のまん延により…感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合その他当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対し、…入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整を行うものとする。

※本規定を新型インフルエンザ等感染症の患者に準用

- 入院の優先度の違いにより、都道府県と保健所設置市区との間での総合調整による入院の調整が難航したといった課題を踏まえ、令和4年の感染症法改正で都道府県知事の保健所設置市長等に対する指示権が新設された。
- 都道府県の区域を越えた患者の移送・人材確保の必要が生じたことから、法令の根拠に基づかない受入要請や派遣要請により対応を行った。その上で、同改正により厚生労働大臣の総合調整等が新設された。

※厚生労働省資料 (第10回専門小委員会) をもとに抜粋・加工して作成

調整困難事例

改善策

都道府県知事

同一の都道府県内でも病院等の医療資源の多い地域・少ない地域があり、多い地域では比較的軽症の方まで入院できているにもかかわらず、少ない地域では重症患者すら入院できないというケースが見られた。

医療資源の偏在により、同程度の症状であるにもかかわらず、地域によって受けられる医療に差が生じないよう、宿泊施設も活用しつつ、都道府県が全体最適を図ることが必要である。そのためには、総合調整権限によってもなお調整が付かない場合に、都道府県が指示できることが必要。

新設

第六十三条の四 都道府県知事は、…新型インフルエンザ等感染症…の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市等の長に対し、…入院の勧告又は入院の措置に関し必要な指示をすることができる。

※従前の都道府県の総合調整権についても、平時から感染症発生・まん延時に至るまでの感染症対策全般に対象を拡大し、相手先に一般市町村を追加。

厚生労働大臣

ダイヤモンド・プリンセス号の患者について、都道府県の区域を越えた患者の入院受け入れが行われた。

都道府県の区域を超えた患者の受け入れについて、厚労大臣が法律に基づき円滑に調整を行えるようにすることが必要。

厚生労働大臣の要請により、公的医療機関（JCHO、NHU、日赤等）や大学病院等から、医療提供体制が逼迫した地域の病院等に対して、医療従事者の派遣が行われた。

全国規模の公的医療機関等から医療従事者が不足している病院等に対して、都道府県をまたぐ医療従事者の派遣調整を行う必要がある場合、厚生労働大臣が法律に基づき、医療機関や自治体の間に立って調整を行えるようにすることが必要。

現行の指示権限は前提となる情報収集や調整の権限がなく、発動しにくかった。

厚生労働大臣が定める基本指針において発動要件を明確化するとともに、指示権限を発動する前提として、情報収集や総合調整を行えるようにすることが必要。

新設

第四十四条の五 厚生労働大臣は、…都道府県の区域を越えて新型インフルエンザ等感染症の予防に関する人材の確保又は…移送を行う必要がある場合その他当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、…都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する…措置に関する総合調整を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、…総合調整を行うため必要があると認めるときは、…当該都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

※別途、医療のひっ迫時に都道府県知事が医療人材確保の応援を他の都道府県知事に求め、厚生労働大臣が応援の調整を行う仕組みを整備。

- 感染初期等から、飲食店への営業時間短縮の要請等をめぐる調整困難事案に当たり、国と地方が一体となって危機に対応するための政府対策本部から都道府県知事等への指示権の拡充や、クラスターにより市役所の本庁舎を閉鎖した事案等を踏まえ、当該事態等において行政機能を維持するための都道府県による市町村の代行等の仕組みが整備された。

※新型インフル特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

政府有識者会議取りまとめ (抄)

3. 政府の取組から見える課題

(1) 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた課題と取り組むべき方向性

⑨ 初動対応と新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果的な実施等

イ その他初動や新たな感染症・変異株の出現への特措法の対応等

感染初期等に、政府と都道府県との間において、特措法に基づく施設の使用制限の対象施設の考え方や時短要請のあり方等について調整が難航した事例があった。このため、初動期等において、政府と都道府県が一体となって危機対応ができる仕組みづくりが必要である。

また、今後、新たな感染症や変異株が発生し、その急速な拡大が懸念される場合に備える必要があることから、まん延防止等重点措置等の適用の考え方の整理が必要である。

行政機関内でクラスターが発生し庁舎を閉鎖する事態が生じたことがあったことから、対策を実施すべき行政機関を都道府県がサポートするなど、その機能を維持できる仕組みづくりが必要である。

政府対策本部決定 (抄)

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果的な実施

(2) その他特措法に係る対応

- ① 政府対策本部長が行う指定行政機関の長や都道府県知事等への指示について、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間のみならず、政府対策本部設置時から行い得るようにする。
- ② 感染拡大により事務の遂行が困難になった場合における、事務代行等の要請について、特措法の規定による事務以外の事務も含め、政府対策本部設置時から行い得るようにする。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ●国による都道府県等への指示権 ・場面：まん延防止等重点措置以上に限定 ●都道府県による市町村の代行 ・対象：新型インフル特措法上の措置に限定 ・場面：緊急事態宣言下に限定 	<ul style="list-style-type: none"> ●国による都道府県等への指示 ・場面：政府対策本部設置時から可能 ●都道府県による市町村の代行 ・対象：感染症法上の措置の一部を追加 ・場面：政府対策本部設置時から可能

- 新型インフルエンザ等感染症は、国民に免疫がないこと等から全国的に急速にまん延し、かつ、これに罹患した場合の**病状の程度が重篤となるおそれがあり、国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるため、発生時（本部設置時）から国が国民を保護し、国民生活・国民経済への影響を最小限とするため必要な措置について方針を示し、各機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を担うこととされている。**
- **特定の区域において（まん延防止等重点措置）又は全国的かつ急速なまん延により（緊急事態）※ 国民生活・国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある事態**において、総合調整に基づく措置が実施されない場合には、**国は、都道府県に指示をすることができることとされている**（前者は令和3年改正以降）。※なお、次の感染症危機に備え、**政府対策本部設置時からの国の指示権を整備**（令和5年改正）。

新型インフルエンザ等感染症

※「逐条解説 新型インフルエンザ等対策特別措置法」（中央法規出版）ほかをもとに抜粋・加工して作成

新型インフルエンザ等
感染症発生公表

新型インフルエンザ等感染症が発生したと認め旨及び発生した地域の公表

【上記感染症のうち「新型コロナウイルス感染症」の定義】

- 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

地方公共団体等が基本的対処方針に基づき実施する「**新型インフルエンザ等対策**」（※1）の総合的推進等をつかさどる「**新型インフルエンザ等対策本部**」の設置（※2）

※1: 新型インフルエンザ等対策本部の設置から廃止までの間において、**国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため**、国及び地方公共団体等が新型インフル特措法及び感染症法等の規定により**実施する措置**

※2: かけた場合の病状の程度が、いわゆる季節性インフルエンザに比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除く。

新型インフルエンザ
等対策本部の設置

<主な手続>

設置の閣議決定
→設置の国会報告・
公示



基本的対処方針の策定

<主な手続>

学識経験者により
組織する対策推進
会議の意見聴取
→策定の公示

新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針や新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項等を定める「**基本的対処方針**」の策定

本部廃止

かけた場合の病状の程度が、いわゆる季節性インフルエンザに比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は国民の大部分が免疫を獲得したこと等により**新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表があったとき**

【参考】今般のいわゆる「5類移行」は、新型コロナが感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、**新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとしたもの**。この結果、新型コロナは、**新型インフルエンザ等対策特別措置法の適用対象外とされることとなる**。

総合調整

政府対策本部長（内閣総理大臣）は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（…）、都道府県の知事その他の執行機関（…）並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

まん延防止等 重点措置の公示

<主な手続>

基本的対処方針の
所要の変更
(都道府県知事は、
国に対し、公示の要
請が可能)

新型インフルエンザ等^(※)により特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のあるものとして政令で定める要件に該当する事態

※ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。具体的には、かかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他重篤である症例の発生頻度が、いわゆる季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること。

【政令で定める要件】

○ 重点措置を集中的に実施しなければ、特定の区域が属する都道府県における感染症患者等の発生状況、感染症患者等のうち感染等の経路が特定できない者の発生状況、当該区域における感染の拡大状況その他の**新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、当該都道府県において感染拡大のおそれがあると認められる場合**であって、当該感染の拡大状況を踏まえ、当該都道府県の区域において**医療提供に支障が生ずるおそれがあると認められるときに該当すること**

指示 政府対策本部長は、上記の事態において、総合調整に基づく**所要の措置が実施されない場合**であって、「**新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるとき**」は、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができる。

(※新型インフルエンザ等対策：国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために実施する措置)

緊急事態宣言 の公示

<主な手続>

・国会への報告
・基本的対処方針の
所要の変更

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態

【政令で定める要件】

○ 新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、一の都道府県の区域を越えて**新型インフルエンザ等の感染が拡大し、又はまん延していると認められる場合**であって、当該感染の拡大又はまん延により**医療提供に支障が生じている都道府県があると認められるときに該当すること**

指示 政府対策本部長は、上記の事態において、総合調整に基づく**所要の措置が実施されない場合**であって、「**新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるとき**」は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長(…)、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

指示 政府対策本部長は、**新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合**であって、「**新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるとき**」は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長(…)並びに**都道府県知事等**に対し、必要な指示をすることができる。

上記の事態にか
かわらず、
政府対策本部の
設置時から発動
できるよう改正

- **非常災害**（災害のうち、罹災者の数、被害の程度、災害の態様等が一定の程度を超えるもの）は、地方公共団体では十分に対応することができないため、**発災又はそのおそれがある場合に特別の必要が認められるとき（本部設置時）から国が各機関が実施する災害応急対策の総合調整の役割を担うこととされている。**
- **国は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、地方公共団体に必要な指示をすることができることとされている。**
- また、**非常災害の程度に至らない場合であっても、被災団体の限られたリソースだけでは対応が困難であるときや、複数の都道府県の地域に係る災害が発生したとき等、地域の状況等によっては、国が同様の役割を果たすこととされている。**

※「逐条解説 災害対策基本法」（ぎょうせい）ほかをもとに抜粋・加工して作成

非常災害対策本部の設置

「非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき」

【「非常災害」のメルクマール】

- **大規模な災害であって都道府県の段階では十分な災害対策を講ずることができないような災害をいうが、具体的には、死者、行方不明者その他の罹災者の数、被災家屋数等の当該災害による被害の程度や災害の態様から判断**することとされている。過去に認定された災害は、おおむね次のようなものとされる。
 - ・ 風水害の場合、死者・行方不明者が百人以上であり、かつ、全壊・流出戸数が百戸以上である場合
 - ・ 死者・行方不明者が百人未満であっても、全壊・流出戸数が相当数に及ぶような場合（昭和58年の三宅島噴火等）
 - ・ 災害応急対策の実施のため特に必要がある場合（島しょ部で発生した平成12年の三宅島噴火及び新島・神津島近海地震、行方不明者の捜索の必要があった平成26年の御嶽山噴火、昭和59年の長野県西部地震等）

【「災害応急対策を推進するため特別の必要」】

- **国家的立場から、災害応急対策を緊急かつ総合的に推進するため、政府が一体となって災害応急対策を実施する必要があること**

【近年の適用実績】

◆令和2年7月1日から大雨非常災害対策本部

- ・ 熱海市の土石流災害による捜索・救助対象者が多数に上っていることや、それまでの降雨等により厳重な警戒を継続する必要があること等を踏まえ設置

総合調整

非常災害対策本部は、所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関する事務等をつかさどる。

指示

非常災害対策本部長（内閣総理大臣）は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長（…）、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

（※次の「緊急災害対策本部」「特定災害対策本部」においても原則として同様。）

緊急災害対策 本部の設置

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき

【「著しく異常かつ激甚な非常災害」のメルクマール】

○ 死者、行方不明者、避難者等の罹災者の数、被災家屋数等からみた被害の規模、災害の種別及び要因、災害が発生した場所、季節及び時刻、ライフラインの途絶の有無等からみた被害の態様その他の状況から判断して、極めて大規模かつまれにみる災害

【現時点で唯一の適用実績】

◆平成23年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部

- ・東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲において、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様であり、さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられること等を踏まえて設置

特定災害対策 本部の設置

その規模が非常災害に該当するに至らないと認められる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるものであるとき ※令和3年改正により新設

【「特定災害」のメルクマール】

○ 非常災害対策本部の設置対象となる規模の災害ではないもののうち、特定の地域に集中的に発生して人の生命・身体に急迫の危険を生じさせるような災害が想定されており、例えば、次のような災害が考えられるとされている。

- ・島しょ部において土砂災害や崖崩れ等による被害が生じ、被災地方公共団体の限られたリソースだけでは対応が困難な中、政府における調整の下で、迅速に災害応急対策に当たる必要が生じる災害
- ・複数の都道府県の地域に係る災害であり、住民避難や救助について、政府における調整の下で、被災地方公共団体に加え周辺地方公共団体も含めた関係機関等が連携して機動的かつ効果的に災害応急対策に当たる必要が生じる災害

【近年の適用実績】

◆令和3年8月の大雨特定災害対策本部

- ・同月11日以降、広い範囲で記録的な大雨となり、13日には広島市を対象に「大雨特別警報」を発表。同日以後も、その翌週にかけて長期間にわたり、西日本を中心に広い範囲で大雨が続くおそれがあり、大規模な災害がいつでもどこで発生してもおかしくない状況が続くこと等から設置。

<主な手続>

設置の閣議決定
→設置の告示

<主な手続>

設置の内閣総理大臣
決定→設置の告示

- 武力攻撃事態は、我が国に対する外部からの**武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態**であるため、**発生時（本部設置時）から国が国民の生命・身体・財産を保護するため、又は国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための対処措置について方針を示し、各機関が実施する対処措置に関する総合調整を担うこととされている。** ※武力攻撃予測事態・存立危機事態も概ね同様
- **国民の生命・身体・財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であって、総合調整に基づく措置が実施されない場合には、国は、地方公共団体に指示をすることができることとされている。**

※「逐条解説 国民保護法」（ぎょうせい）ほかをもとに抜粋・加工して作成

対処基本方針の策定

「武力攻撃事態」並びに「武力攻撃予測事態」又は「存立危機事態」に至ったときに事態の経緯・認定及び当該認定の前提となった事実、「対処措置」に関する重要事項等を定める方針

【各事態の定義】

- (a)「武力攻撃事態」…武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
- (b)「武力攻撃予測事態」…武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
- (c)「存立危機事態」…我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

【「対処措置」の内容】

- 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使等の措置
- 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する、警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置 等

対処基本方針が定められたとき

総合調整 対策本部長（内閣総理大臣）は、**対処措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、**指定行政機関の長及び関係する指定地方行政機関の長（…）、**関係する地方公共団体の長その他の執行機関並びに関係する指定公共機関に対し、指定行政機関、関係する地方公共団体及び関係する指定公共機関が実施する対処措置に関する総合調整を行うことができる。**

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるとき

【警報に定める事項】

- 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

＜主な手続＞
案の閣議決定
→閣議決定後直ちに国会に承認の求め、公示・周知
(不承認の場合、速やかに対処措置終了)

事態対策本部の設置

＜主な手続＞
設置の閣議決定
→設置の国会報告・公示

国による警報の発令

<避難指示>

指示 対策本部長は、「**警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるとき**」は、基本指針で定めるところにより、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに、**所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示**するものとする。

指示 内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行った**総合調整に基づく所要の避難の指示**が**要避難地域を管轄する都道府県知事**により行われない場合において、「**国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるとき**」は、対策本部長の求めに応じ、**当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示**することができる。

代執行 内閣総理大臣は、指示を行ってもなお**所要の避難の指示**が**当該要避難地域を管轄する都道府県知事**により行われないとき、又は「**国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要があると認める場合であって事態に照らし緊急を要すると認めるとき**」は、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、**自ら当該所要の避難の指示**をすることができる。

(※内閣総理大臣の指示・代執行について、「都道府県の区域を越える避難住民の受入れ」「救援」等においても概ね同様。)

(参考) 緊急処理事態

緊急処理事態 対処方針の策定

「**緊急処理事態**」に至ったときに緊急処理事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実、「**緊急対処措置**」に関する重要事項等を定める方針

【「緊急処理事態」の定義】

- 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの
- その対象としては、①発生初期の段階では武力攻撃事態であるとの判断が困難な事態(武装工作員が潜入して破壊活動を行っている場合等)、②武力攻撃の手段に準ずる手段(生物剤、化学剤の散布等)を用いた攻撃により甚大な被害が生じる事態などが想定されている。
- 緊急処理事態は、用いられた攻撃の手段の態様、被害の発生状況のみならず、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することの必要性等を総合的に勘案した上で認定されることとなる。

【「緊急対処措置」の具体的内容】

- 国の緊急処理事態対策本部長の避難措置の指示、都道府県知事の避難の指示、市町村長等による避難の誘導等の住民の避難に関する措置 等
※ 都道府県知事に対する内閣総理大臣の指示・代執行に関する規定は、これらを「行為する必要がある状況は、武力攻撃事態等ではない緊急処理事態においては想定しにくいものであり、「設ける必要性も低い」と考えられることから**準用しない**こととされている。
※ また、緊急処理事態への対処は長期にわたるものとは想定していないため、武力攻撃事態等が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)について**準用しない**こととされている。

緊急処理事態対処方針が定められたとき

緊急処理事態 対策本部の設置

<主な手続>
設置の閣議決定
→設置の国会報告・公示

国による警報の発令

緊急処理事態における攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるとき

2. 非平時における役割分担、連携・協力のあり方 (①国・地方関係)

今般の感染症対応における役割分担等に関する課題（地方側から示された主なもの①）

（参考）※一部加工
第11回専門小委員会資料

※1：全国知事会資料（第3回専門小委員会）※2：全国知事会資料（令和3年8月1日「全国的な感染再拡大を受けた緊急提言」）
※3：全国知事会資料（令和4年1月28日「爆発的感染拡大を抑え「暮らし」「健康」を守るための緊急提言」）※4：全国知事会資料（第2回政府有識者会議）
※5：全国知事会資料（令和4年7月29日「令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」）をもとに抜粋・加工して作成

全国知事会

国と地方の役割分担等における課題①

感染症有事における国と地方の役割分担が不明確であったため、病床確保などの医療提供体制の強化や、保健所による積極的疫学調査などで混乱が発生。 ※1

<参考：上記に関連する全国知事会の提言>

- ・ 感染者急増時に備え、国において都道府県の枠組みを超えた広域病床を別途整備し、病床がひっ迫した際には患者を広域搬送し受け入れる仕組みを構築すること。 ※2
- ・ 積極的疫学調査においては、感染者急増に十分対応できていない側面も見受けられることから、実態を踏まえた取扱い等についても検討し、方針を示すこと。 ※3

全国知事会

国と地方の役割分担等における課題②

国から1000本を超える通知・事務連絡が発出されており、感染症対応に追われる保健所等の現場では対応できない。重要事項であるにもかかわらず、「技術的助言」が「単なる情報提供」なのか法的性格が不明確な形で事務連絡として発出されている。 ※4

全国知事会

国と地方の役割分担等における課題③

休業要請など民間事業者に対する権限行使の多くは、知事が行うものとされているが、国は、基本的対処方針により細かく措置内容を規定。また、基本的対処方針や運用通知に基づく対策を実施するための財源として措置されるケースが多く、現場の判断に基づく柔軟な感染対策を講じづらい状況。 ※1・5

全国知事会

地方公共団体相互間の役割分担等における課題①

ウイルスは都道府県等の行政単位とは無関係に拡大しており、単独の地方公共団体毎の対応を前提とした施策（例：広域での人の往来を一律に都道府県毎に区切る等）ではなく、生活圈・経済圏の一体性に配慮し、都道府県境を越えた広域的な対策の必要性を前提として、関西広域連合等の事例を参考に、複数の都道府県が連携することを前提とした制度構築が必要。 ※1

<参考：新型コロナウイルス対応における都道府県間の調整の事例>

- ・ 首都圏、中部圏、関西圏などにおける、住民への統一した呼びかけ、措置内容の調整（一定の連携）等
- ・ 関西広域連合では、毎月、構成府県市の首長等が協議を行い、住民への統一した呼びかけだけでなく、広域的な患者受入体制の連携、医療専門人材の融通調整などの取組を実施 ※1
- ・ 全国知事会における、医療専門人材（看護師等）の広域融通調整、対策の検証（第5波の検証）・先進事例（ワクチン接種）の横展開

- 個別法に基づく関与については、地方自治法上の関与の基本原則に則って定めることとされている。
- 例えば、指示に関しては、自治事務には生命の保護等、特に必要と認められる場合を除き設けてはならないこととされており、このような立法例として災害対策基本法上の災害応急対策を的確・迅速に実施するための指示がある。

国は、普通地方公共団体が国の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。(地方自治法§245の3①)

国の地方公共団体に対する関与の基本原則（立法指針）

	自治事務	法定受託事務
助言・勧告	○	○
資料の提出の要求	○	○
是正の要求	○	
同意	特定の場合以外設けない※1	○
許可・認可・承認	特定の場合以外設けない	○
指示	特定の場合以外設けない	○
代執行	原則として設けない※2	○
協議	特定の場合以外設けない	特定の場合以外設けない
その他の関与	原則として設けない	原則として設けない

【個別法に基づく指示の例】

- ・ 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための指示
(災害対策基本法) [自治事務]
- ・ 感染症の発生予防又はまん延防止の緊急の必要があると認めるときの指示 (感染症法) [法定受託事務]
- ・ 感染症法令に違反する等の場合における特に必要があると認めるときの指示 (感染症法) [法定受託事務]
- ・ 総合調整に基づく措置が実施されない場合の指示
(新型インフル特措法) [法定受託事務]

※1「特定の場合以外設けない」

(例えば「指示」については、) 国は、以下の場合等特に必要と認められるときを除き、地方公共団体がその自治事務の処理について国又は都道府県の指示に従わなければならないこととすることのないようにしなければならない。(地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定))

- 国民の生命、健康、安全に直接関係する事務の処理に関する場合
- 広域的な被害のまん延防止の観点からの事務の処理に関する場合

※2「原則として設けない」

国は、できる限り、普通地方公共団体が、【代執行(自治事務のみ)・その他の関与】を受け、又は要することとすることのないようにしなければならない。(地方自治法§245の3②)

- ・ 自治事務については、国の行政機関又は都道府県知事は代執行することができない。(地方分権推進計画)

感染症法・主な危機管理法制における役割分担

(参考)
第11回専門小委員会資料

- 警察・消防・保健所等を有する都道府県及び市町村が危機対応措置の実施面で大きな役割を担う一方、国は、基本方針の策定や危機事態の発令、広域的な応援等の役割を担っている。
- また、地方公共団体は、これらの国の方針や発令に基づき、危機事態に対応するものとされている。

※事態対処法：武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
※国民保護法：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

	国	都道府県	市町村
感染症 (①感染症法) ※令和3年改正 令和4年改正	<ul style="list-style-type: none"> 基本指針の策定 (記載事項の拡充) 新型インフルエンザ等感染症の発生、当該感染症と認められなくなった旨の公表 特定感染症指定医療機関の指定 公的医療機関等への人材確保に係る応援の求め 感染症対策物資等に関する要請等 	<ul style="list-style-type: none"> 予防計画の策定 (記載事項の拡充) 【保】 都道府県連携協議会の組織 積極的疫学調査、入院勧告・措置【保】 医療機関等への協力要請・勧告・公表【保】 医療措置協定の締結等 検査等措置協定の締結等【保】 第一種感染症指定医療機関等の指定 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅療養患者等への生活支援に関する連携 都道府県による健康観察等への協力 <p>※【指】：指定都市への権限移譲事務 ※【保】：保健所設置市区への権限移譲事務</p>
(②新型インフル特措法) ※令和3年改正	<ul style="list-style-type: none"> 政府行動計画の策定 基本的対処方針の策定 緊急事態宣言の公示 まん延防止等重点措置の公示 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県行動計画の策定 医療の実施要請、臨時医療施設等の提供 外出自粛、施設閉鎖等の協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村行動計画の策定
自然災害 (災害対策基本法)	<ul style="list-style-type: none"> 防災基本計画の策定 予想される災害事態、とるべき措置の周知 災害緊急事態の布告 緊急政令の制定 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県地域防災計画の策定 所掌事務に係る応急措置の実施 (防疫措置、洪水時等の緊急措置、災害派遣要請等) 物資等の供給要求 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村地域防災計画の策定 指定緊急避難場所等の指定 避難行動要支援者名簿の作成 消防機関等への出動命令等 ・避難指示等 応急措置の実施 (警報の伝達、警戒区域の設定、救助、障害物除去等) ・物資等の供給要求
国民保護事案 (事態対処法) (国民保護法)	<ul style="list-style-type: none"> 対処基本方針及び国民保護基本指針の策定 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定 警報の発令、都道府県への通知 緊急に必要なときの自衛隊の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県国民保護計画の策定 (武力攻撃災害の防除・軽減、緊急通報の発令等) 警報の市町村等への通知 ・救済の実施【指】 住民への避難指示 (市町村経由) 医療の実施の要請 ・自衛隊の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村国民保護計画の策定 (避難実施要領の策定、警戒区域の設定、消防、廃棄物処理等) 警報の通知内容の住民、公私団体等への伝達 避難住民の誘導 ・退避指示 自衛隊の派遣要請の要求

感染症法・主な危機管理法制における関与等の仕組み

(参考) ※一部更新
第11回専門小委員会資料

○ 国、都道府県、市町村の役割分担を踏まえ、的確・迅速な対応を確保するための国や都道府県による総合調整や指示の仕組みが用意されている。また、これまでの危機事態への対応を踏まえ、拡充されてきている。

		国	都道府県	市町村
感染症 (①感染症法) ※令和3年改正 令和4年改正	総合調整	・都道府県の区域を越えて人材の確保又は患者の移送を行う必要がある場合その他感染症のまん延防止のための総合調整	・感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための総合調整 (まん延防止のための入院の勧告・措置等の総合調整) ※令和4年改正により削除	【保健所設置市区】 【保健所設置市区】
	指示	・①感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときの指示、 ②感染症法令に違反する等の場合における特に必要があると認めるときの法定受託事務に関する指示	・感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止する緊急の必要があるときの入院の勧告・措置の指示	【保健所設置市区】 【保健所設置市区】 【保健所設置市区】
(②新型インフルエンザ特措法) ※令和5年改正	総合調整	・新型インフル等対策に関する総合調整	・新型インフル等対策に関する総合調整	
	指示	・総合調整に基づき所要の措置が実施されない場合に特に必要があると認めるときの指示 (本部設置時点から行使できるよう拡充)	・総合調整に基づき所要の措置が実施されない場合に特に必要があると認めるときの指示 (緊急事態宣言下のみ)	
自然災害 (災害対策基本法)	総合調整	・災害応急対策の総合調整 (非常災害に至らない事態における「特定災害対策本部」設置の新設 (R3改正))		
	指示	・災害応急対策の指示 (同上) ・緊急通行車両の通行等のための指示 (H26改正)	・緊急通行車両の通行等のための指示 (H26改正) ・応急措置の指示	
国民保護事案 (事態対処法) (国民保護法)	総合調整	・対処措置に関する総合調整	・国民保護措置に関する総合調整	
	指示	・避難措置、避難指示、救助措置、他の都道府県知事による救援の応援の指示	・避難住民の誘導、救助措置の指示	

感染症法・主な危機管理法制における指示の要件

(参考) ※一部更新
第11回専門小委員会資料

○ 指示権の発動については、それぞれ個別法で想定される事態を踏まえた要件が設けられている。

法律	指示の主客	指示の根拠・要件	前提	要件
感染症法	国による保健所設置団体への指示	<p>【国】は、…緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、この法律…又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>【国】は、前項の規定によるほか、都道府県知事が【<u>感染症法令</u>】に違反し、又はこれらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠っている場合において、…特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、…都道府県知事が行う…<u>法定受託事務</u>…<u>に関し必要な指示をすることができる。</u></p>		
新型インフル特措法	国による都道府県への指示	<p>【国】は、<u>新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、<u>新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、…都道府県知事等</u></u>に対し、<u>必要な指示をすることができる。</u></p>	新型インフルエンザ等対策本部	<p><u>新型インフルエンザ等</u>（一般に国民が免疫を獲得していないことから、その全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの等）の発生¹の報告があったとき（当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、いわゆる季節性インフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除く。）</p>
災害対策基本法	国による地方団体への指示	<p>【国】は、<u>当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、…地方公共団体の長その他の執行機関…</u>に対し、<u>必要な指示をすることができる。</u></p>	特定災害対策本部	<p>災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認められるものであるとき</u></p>
国民保護法	国による都道府県への指示	<p>【国】は、<u>避難の指示に関し対策本部長が行った…総合調整に基づく所要の避難の指示が…都道府県知事により行われぬ場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、…当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。</u></p>	事態対策本部（対策本部）	<p><u>対処基本方針が定められたとき</u></p>

2. 非平時における役割分担、連携・協力のあり方 (②都道府県・大都市等関係)

※1：全国知事会資料（第3回専門小委員会） ※2：全国市長会資料（第3回専門小委員会）

※3：指定都市市長会資料（第8回専門小委員会） ※4：厚生労働省発言（第10回専門小委員会）をもとに抜粋・加工して作成

全国知事会

地方公共団体相互間の役割分担等における課題②

感染症有事には、迅速かつ正確な感染状況の把握や感染対策を実施するため、都道府県主導で、一定の社会・経済圏域での統一した対応が必要。一方、平時においては、そうした対応を前提に権限配分を行うことは現実的ではないとも考えられる。

※1



(1)(2) 指定都市市長会
全国市長会

地方公共団体相互間の役割分担等における課題③

- (1) 感染症法には定められている指定都市の権限に関する特例が特措法には定められていないなど、指定都市の事務・権限は限定的となっている。
- (2) 具体的な課題としては、臨時の医療施設・宿泊療養施設の確保の遅れ、ワクチン供給の停滞、医療機関への緊急包括支援交付金の遅れなどがある。

※2・3

地方公共団体相互間の役割分担等における課題③に関する厚生労働省見解

<医療提供体制の整備>

- 今回の法改正によって予防計画を定め、それぞれの医療機関の確保病床数等を定めることとしているが、こうした協定に関わる内容は、都道府県が主体となってやっていく形になっているため、協定関連事務全体を地方自治法に基づく条例による事務処理特例であるとか、事務委託によって指定都市が処理するという形にするのは、都道府県が広域的な観点から体制整備を行うという現行法の建付けから考えても、趣旨・目的にそぐわない点がある。

逆に、例えば都道府県が定めた数値目標について指定都市の確保目標数を割り当て、指定都市がそれに従って医療機関と協定を締結するような形で、事務の移譲を都道府県から受けるとか、制度の趣旨・目的を没却しない範囲での事務移譲というのは、当然実現の余地があると考えている。

<宿泊療養施設の確保>

- 法施行後は、都道府県連携協議会での議論の上で作成された予防計画に基づき、保健所設置市が宿泊施設と協定を締結して協定に基づく宿泊療養施設を設置するような場合は、当該措置については保健所設置市に直接交付するという形になり、御指摘については、実現する。

<新型コロナワクチンの供給>

- 現在、国によるワクチンの分配を行っているが、通常のワクチンの接種の場合は、医療機関等が卸売販売業者等と必要な契約を締結して行っており、今回は、特殊な事例。

- 仮に要望の内容で指定都市だけを除いて広域調整ということになると、例えば交通の利便などを考えて接種会場を設置するとか、そういうような広域調整がなかなか難しくなるというような実務的な面もあり、今回の対応に当たって御要望のような形は取ってこなかった。

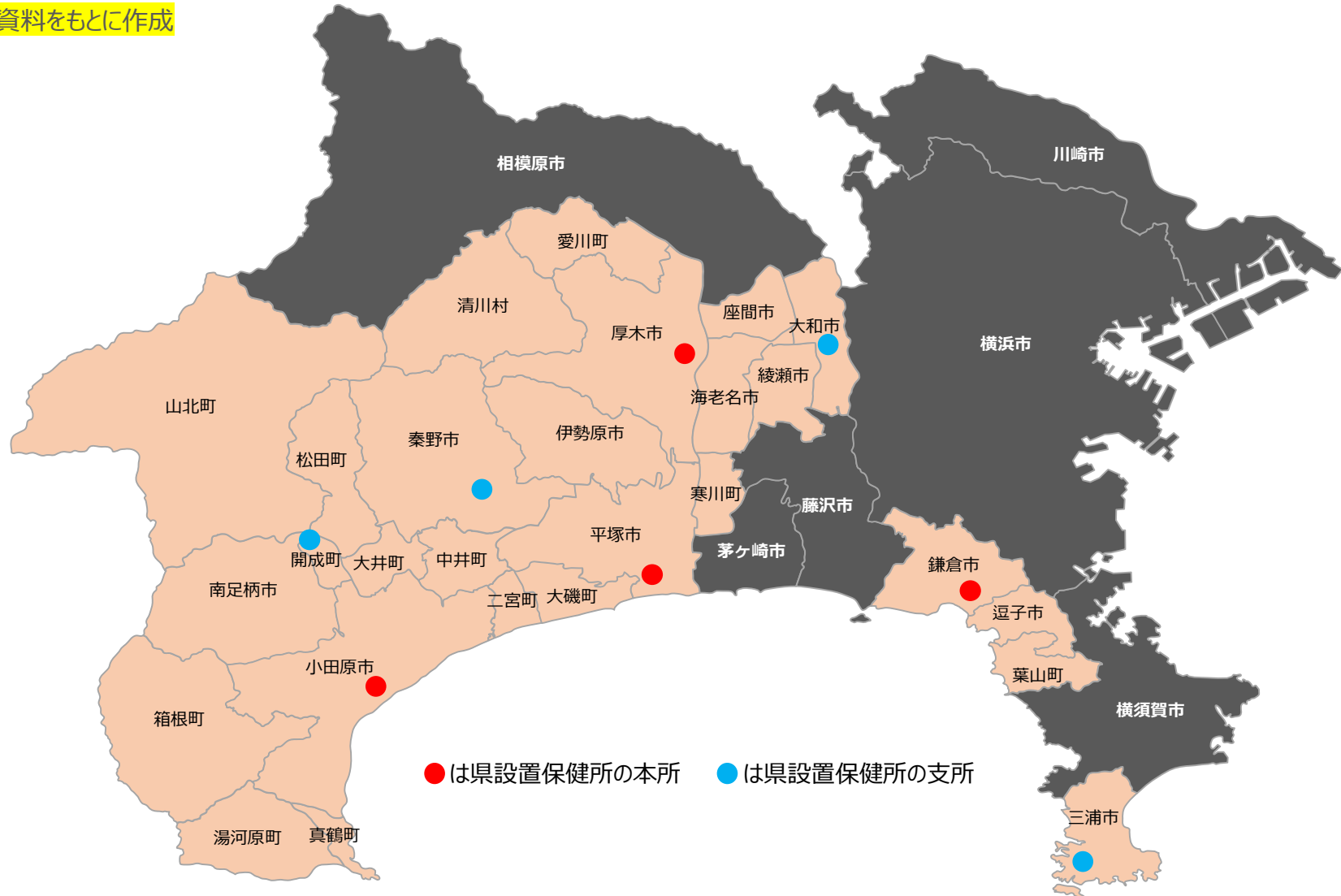
※4

大都市等を有する都道府県の管轄区域の例（神奈川県における保健所行政）

(参考)
第11回専門小委員会資料

- 例えば、神奈川県においては、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に保健所行政が移譲されており、県の管轄区域は、これらの市を除く区域となっている。
- 保健所設置市は、保健所行政の執行に当たっては、国（厚生労働大臣）に直接報告等を行うこととされる。

※神奈川県資料をもとに作成



2. 非平時における役割分担、連携・協力のあり方 (③大都市圏における広域的な課題への対応関係)

今般の感染症対応における役割分担等に関する課題（地方側から示された主なもの①）

（参考）※一部加工
第11回専門小委員会資料

- ※1：全国知事会資料（第3回専門小委員会）※2：全国知事会資料（令和3年8月1日「全国的な感染再拡大を受けた緊急提言」）
- ※3：全国知事会資料（令和4年1月28日「爆発的感染拡大を抑え「暮らし」「健康」を守るための緊急提言」）※4：全国知事会資料（第2回政府有識者会議）
- ※5：全国知事会資料（令和4年7月29日「令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」）をもとに抜粋・加工して作成

全国知事会

国と地方の役割分担等における課題①

感染症有事における国と地方の役割分担が不明確であったため、病床確保などの医療提供体制の強化や、保健所による積極的疫学調査などで混乱が発生。 ※1

＜参考：上記に関連する全国知事会の提言＞

- ・ 感染者急増時に備え、国において都道府県の枠組みを超えた広域病床を別途整備し、病床がひっ迫した際には患者を広域搬送し受け入れる仕組みを構築すること。 ※2
- ・ 積極的疫学調査においては、感染者急増に十分対応できていない側面も見受けられることから、実態を踏まえた取扱い等についても検討し、方針を示すこと。 ※3

全国知事会

国と地方の役割分担等における課題②

国から1000本を超える通知・事務連絡が発出されており、感染症対応に追われる保健所等の現場では対応できない。重要事項であるにもかかわらず、「技術的助言」が「単なる情報提供」なのか法的性格が不明確な形で事務連絡として発出されている。 ※4

全国知事会

国と地方の役割分担等における課題③

休業要請など民間事業者に対する権限行使の多くは、知事が行うものとされているが、国は、基本的対処方針により細かく措置内容を規定。また、基本的対処方針や運用通知に基づく対策を実施するための財源として措置されるケースが多く、現場の判断に基づく柔軟な感染対策を講じづらい状況。 ※1・5

全国知事会

地方公共団体相互間の役割分担等における課題①

ウイルスは都道府県等の行政単位とは無関係に拡大しており、単独の地方公共団体毎の対応を前提とした施策（例：広域での人の往来を一律に都道府県毎に区切る等）ではなく、生活圈・経済圏の一体性に配慮し、都道府県境を越えた広域的な対策の必要性を前提として、関西広域連合等の事例を参考に、複数の都道府県が連携することを前提とした制度構築が必要。 ※1

＜参考：新型コロナウイルス対応における都道府県間の調整の事例＞

- ・ 首都圏、中部圏、関西圏などにおける、住民への統一した呼びかけ、措置内容の調整（一定の連携）等
- ・ 関西広域連合では、毎月、構成府県市の首長等が協議を行い、住民への統一した呼びかけだけでなく、広域的な患者受入体制の連携、医療専門人材の融通調整などの取組を実施 ※1
- ・ 全国知事会における、医療専門人材（看護師等）の広域融通調整、対策の検証（第5波の検証）・先進事例（ワクチン接種）の横展開

- 複数の都府県が一体的に生活圏・経済圏を構成する大都市圏においては、連携の必要性が認識されている一方、実際の感染症対応においては、都道府県単位で足並みの乱れが生じていたことが指摘されている。

連携の必要性（地方の視点）

「東京都を中心に新型コロナウイルスの感染が急速に拡大していることを受け、東京、神奈川、埼玉、千葉、山梨の5都県の知事は26日夜、テレビ会議の方式で会談し、人混みへの不要不急の外出自粛などを呼びかける住民向けの共同メッセージを出した。」「都によると、隣接する神奈川、埼玉、千葉、山梨の4県からは1日当たり273万人が通勤や通学などのために都内に移動するなど**人の往来が激しい**。このため、**感染拡大を抑えるには隣接県との連携が不可欠**と考えた小池知事が、会談を持ちかけたという。」（令和2年3月27日毎日新聞朝刊1面）

「感染の広がりや地域で濃淡がある。しかし万が一、首都が封鎖されれば、影響は甚大だ。埼玉県の大野元裕知事は会見で『東京と埼玉が無関係と考えるのは難しい状況だ』と都に歩調を合わせた。」（令和2年3月27日朝日新聞朝刊2面）

令和2年4月7日 1都3県含む7都府県に緊急事態宣言

連携の必要性（国の視点）

「山際経済再生相は14日の記者会見で、**東京都がまん延防止等重点措置の適用を要請する場合**について、『**首都圏3県と協議して足並みをそろえないと効果が上がらない**』と述べた。」「一体での要請であれば『国としてしっかり受け止め、遅滞なく進めたい』とも語り、受け入れる考えを示した。」（令和4年1月15日読売新聞朝刊4面）

令和4年1月21日 1都3県含む13都府県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示

都道府県単位での対応の違いによる支障①

「東京都は12日、4度目となる緊急事態宣言の期間に入った。**政府や都は改めて飲食店に一律の酒類提供停止を要請し**、感染防止に全力を挙げる。『まん延防止等重点措置』を延長した首都圏3県と大阪府でも政府は酒提供の『原則停止』を打ち出したが、**4府県はいずれも条件付きで容認。足並みがそろわず、東京から隣県へ宴会に繰り出すケースを政府は懸念している**。」（令和3年7月12日時事通信ニュース）

令和3年7月12日 東京都に緊急事態宣言
首都圏3県は引き続きまん延防止等重点措置を実施すべき区域

8月2日 東京都の緊急事態宣言を延長
首都圏3県に緊急事態宣言

都道府県単位での対応の違いによる支障②

「3連休直前に、**大阪府の吉村洋文知事が急きょ打ち出した連休期間中の兵庫県・大阪府間の往来自粛要請**。」「**兵庫県との事前調整もなく**、法の枠外で住民に大きな制約を課すことになりかねない判断だった。」「**生活圏が一体の京阪神の住民からは戸惑いの声**が上がり、客足の回復を期待していた観光地からは嘆きが漏れた。」（令和2年3月21日朝日新聞デジタル）

三大都市圏における通勤・通学10%圏

(参考)
第12回専門小委員会資料

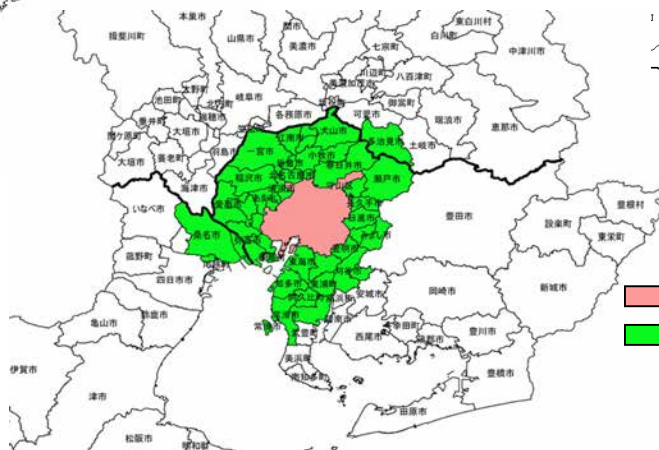
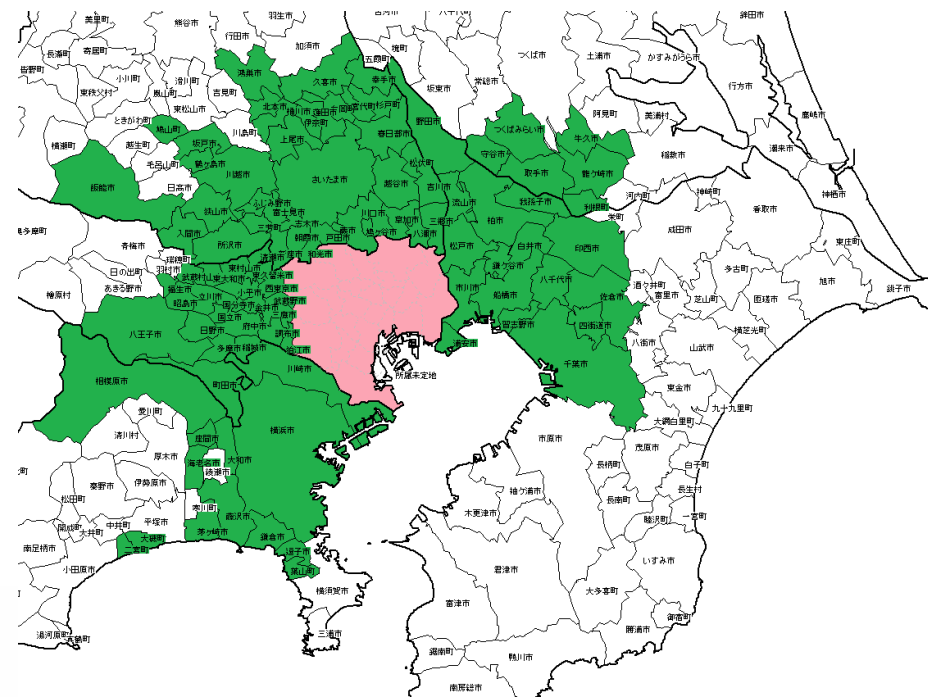
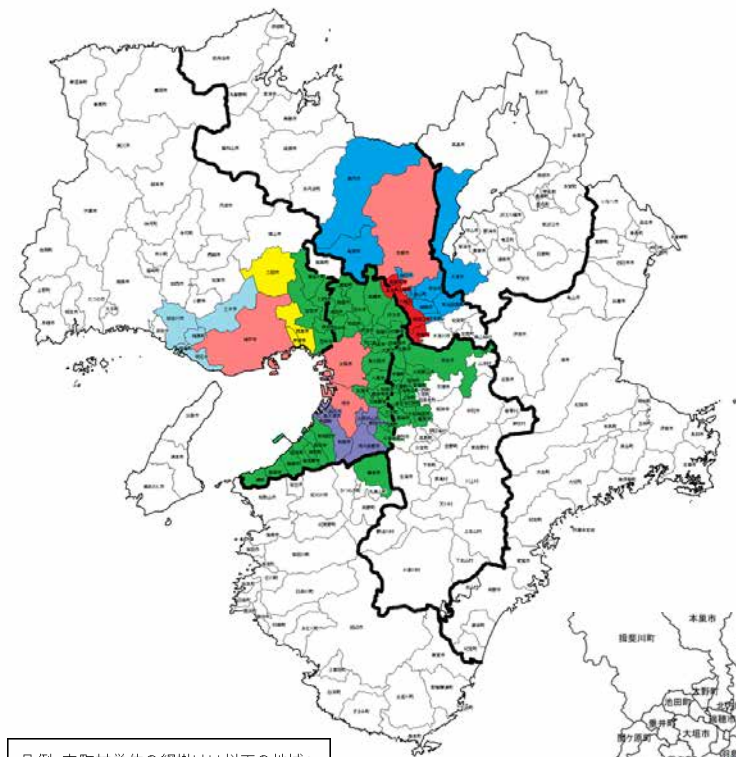
○ 三大都市圏においては、通勤・通学10%圏が都府県境を越えて広がっているが、これらのうち、東京圏の面的な広がりは突出している。

※総務省統計局「令和2年国勢調査」従業地・通学地による人口・就業状態等集計をもとに作成

関西圏

東京圏

名古屋圏



凡例: 市町村単位の網掛けは以下の地域への通勤通学10%圏を示している。

凡例: 市町村単位の網掛けは以下の地域への通勤通学10%圏を示している。

- 神戸市
- 京都市
- 大阪市
- 大阪市及び堺市
- 神戸市及び大阪市
- 京都市及び大阪市

- 名古屋市
- 通勤・通学10%圏

三大都市圏における昼夜間人口移動の状況

(参考)
第12回専門小委員会資料

○ 三大都市圏における昼夜間人口の移動量についても、東京圏が突出している。

※都市構造可視化計画ウェブサイト（平成27年国勢調査ベース）をもとに作成

夜間人口



昼間人口



- 東京圏の都県及び指定都市は、環境問題や防災・危機管理対策等の広域的に対応すべき諸課題について定期的に意見交換等を行う枠組みを設けており、今般の感染症対応においても共同メッセージ等を取りまとめている。

※九都県市首脳会議ホームページをもとに抜粋・加工して作成

構成員

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
の知事、さいたま市・横浜市・川崎市・千葉市・相模原市の市長

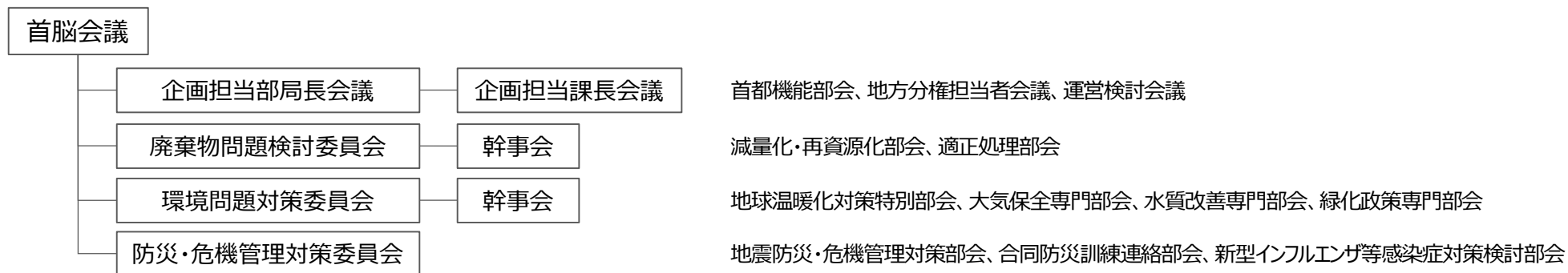
沿革

昭和54年に六都県市首脳会議として設立。以降、千葉市長（平成4年）、さいたま市長（平成15年）、相模原市長（平成22年）が加入。

広域的な取組の必要性

「**首都圏は**、全国人口の約3割を擁し、我が国の政治、経済、文化の中心をなすとともに、**大都市圏として一つの地域社会を形成**しています。しかし、この地域への人口の集中や諸機能の集積による都市化の進展により、**個々の都県市の範囲を超えた広域的に対応すべき様々な課題**が生じています。このため、広域化した諸課題の解決に向けて、**九都県市が協調した取組を進めることが必要**となっています。」

組織図



- 首脳会議は、年2回（春・秋）開催し、諸課題に関する意見交換等を行い、共同宣言や国に対する共同要望を取りまとめている。
- **新型コロナウイルス感染症対策については**、
 - ・ 令和2年4月1日・9日にテレビ会議を開催し、3つの「密」を避けること等の**共同メッセージを発出**。
 - ・ 医療現場における人材確保や地方公共団体への財政支援等を求める**国への共同要望を取りまとめ**（令和2年11月・令和3年4月）。
 - ・ これらのほか、ワクチン接種に係る共同メッセージや「ウイズ・コロナ」「ポスト・コロナ」時代の取組に関する共同宣言等を発出。
- 自然災害対策としては、昭和55年から毎年、合同防災訓練を実施し、相互の連携協力体制の充実・強化を図っている。

- 関西圏においては、関西広域連合を設立し、防災、観光・文化・スポーツ振興、産業振興、医療、環境保全、職員研修などの幅広い分野における広域行政が推進されている。
- 今般の感染症対応においては、住民への統一メッセージの発出や医療資器材の広域的な融通などを行っている。

※関西広域連合からの提供資料等をもとに抜粋・加工して作成

構成団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（連携団体：福井県、三重県）

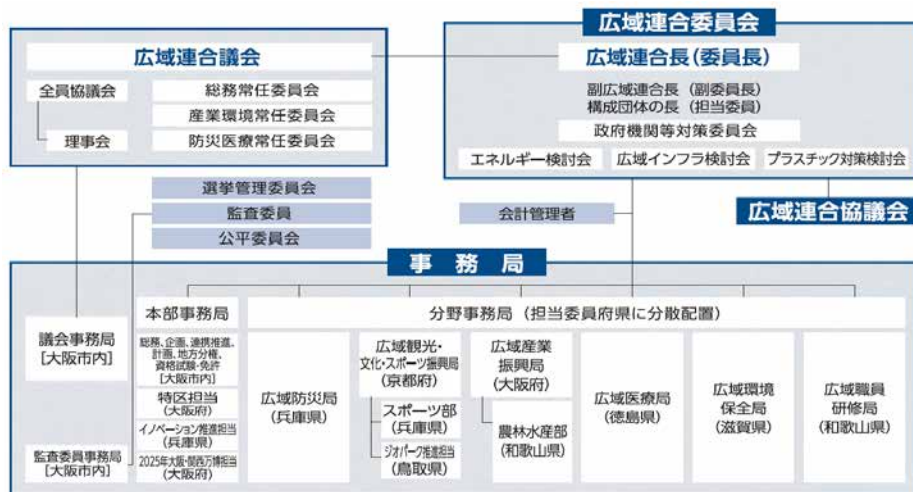
沿革

平成22年設立。以降、4指定都市（平成24年）、奈良県（平成27年）が加入。

設立のねらい

1. 地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）
2. 関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）
3. 国と地方の二重行政を解消する（国の地方支分部局の事務の受け皿づくり）

組織図



新型コロナ対応における取組

1. 対策本部の開催等による情報共有・調整

41回にわたり対策本部会議を開催し、圏内の感染状況や各構成団体の対策等について、情報共有。また、経済圏域が一体である3府県において、事業者への休業要請の内容を調整。

2. 広域的な医療連携

第一回対策本部会議において、関西防災・減災プラン（感染症対策編）に基づき、広域的な医療の連携を行うことを申し合わせ。構成団体の医療・検査体制の情報共有や医療資器材の広域融通等を実施。

連携区分	実施例
医療資器材	京都市の要請に伴い、鳥取県からサージカルマスクを1万枚支援
医療人材	大阪府の要請に伴い、連合管内から17名の看護師を派遣
検査	和歌山県の要請に伴い、大阪府が150検体の検査を受入れ

3. 統一的メッセージの発出

感染拡大防止に向け、関西圏域の府県市民・事業者等に対して感染症防止対策の徹底や、外出・往来の自粛等呼びかける統一メッセージを発出。

4. 国への要望・提案

医療提供体制の確保や水際対策の強化など、感染症対応の現場の課題について、国へ要望・提案。

5. 経済団体との連携

関西圏の経済団体に対して、医療物資・資器材の増産・流通拡大を依頼。

南海トラフ地震への備え

- 南海トラフ地震発生当初の初動対応において、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定める関西防災・減災プラン等に基づく災害対応を円滑に進めるため、関西広域連合の行動マニュアルを策定。

第3 2次地制調

2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（抄） (R2.6)

第4 地方公共団体の広域連携

2 都道府県の区域を越えた広域的な課題への対応

(1) 現状と課題

通勤・通学、買い物など住民の日常生活や経済活動が都道府県の区域を越えて広がる東京圏をはじめとする大都市圏では、高齢者数の急速な増加に伴う医療・介護サービスの確保や震災等の課題に、関係する都道府県が広域的な観点から協調して対応することが求められる。新型コロナウイルス感染症への対応からも、国とも連携しながら、日常的に人の往来がある都道府県間で協力して対応を講じることの重要性が明らかになった。

従来からの広域連携の枠組みとして、東京圏においては、関係する都県知事及び指定都市の市長で構成される九都県市首脳会議が設けられ、広域的な行政課題を議題として協議等が行われている。また、関西圏においては、関西広域連合が設立され、構成府県市の職員が分野別事務局として広域防災や広域観光等の連携施策に取り組んでいるほか、広域連合の本部事務局に専任職員が配置されている。

その他の地域においても、遠隔地の都道府県間の連携やブロック単位での会議の定期開催を含め、大規模災害への対応や産業施策・観光施策、地域づくりなど、都道府県の区域を越えて広がる共通の行政課題に対し、都道府県間の協力体制を構築して対応する取組が見られる。

(2) 都道府県の区域を越えた行政課題への対応の方向性

都県の区域を越えた人口移動が大きい東京圏においては、国との連携を図りながら、東京圏全体の視点に立った戦略的な取組を進めていくことが重要であり、広域的な課題を日常的かつ継続的に検討し、関係機関との調整を行う体制を構築していく必要がある。関西圏においても長期間にわたる戦略的な対応が重要であり、国との協働を進めることを含め、広域連合の取組をより深化させていくことが期待される。

その他の地域においても、都道府県の区域を越えて広がる共通の行政課題に対し、都道府県が自主性を発揮しつつ協力関係を一層緊密にして対応することが求められる。

都道府県の区域を越えた連携に当たり、課題への対応に資する場合には、民間団体との連携も図っていく必要がある。

3. 非平時における情報共有・コミュニケーションのあり方

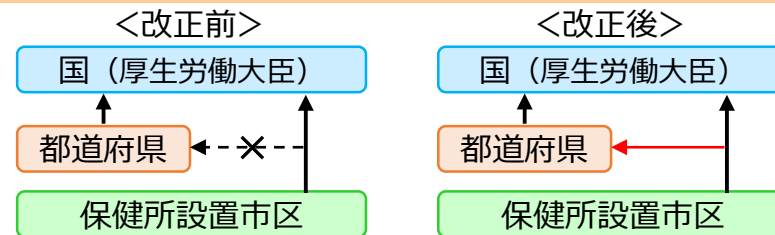
- 感染情報が都道府県に集約されない課題や、一般市町村が自宅療養者の生活支援を行う際、都道府県から個人情報共有されないという課題に対し、助言による対応が行われた。その上で、令和3年の感染症法改正で保健所設置市区から都道府県に感染情報が共有される仕組みが導入されたほか、令和4年の同法改正で個人情報共有の仕組みが整備された。

感染者の発生・検査結果に関する情報の共有

…保健所設置市・特別区の感染状況等の情報を都道府県が十分に得られない、都道府県をまたぐ情報共有が円滑に進まない等の課題も指摘… ※1

※1：厚生労働省資料（第2回・第10回専門小委員会） ※2：政府有識者会議取りまとめ資料 ※3：全国市長会資料（第3回専門小委員会）をもとに抜粋・加工して作成

医師の届出・積極的疫学調査の結果等が、保健所設置市区から国にだけ報告される形ではなく、都道府県にも共有されるよう担保する仕組みを導入（令和3年感染症法改正） ※1



自宅療養者の生活支援のための情報の共有

自宅療養者が増加するにつれて、健康・医療面だけでなく、生活支援が必要となったが、感染症法上、保健所を有しない市町村の役割が明確でなく、こうした市町村と都道府県との間の情報共有が円滑に進まないなど地方公共団体間の連携が十分にできなかった地域では、食事の配送が遅れるなどの問題があった。 ※2

生活支援・健康観察について、都道府県が市町村に協力を求めることとし、両者間の情報共有の根拠規定を整備（令和4年感染症法改正） ※1

改正前（抄）	改正後（抄）
第四十四条の三 2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症…の患者に対し、…健康状態について報告を求め、又は【宿泊施設等】から外出しないことその他の…必要な協力を求めることができる。	第四十四条の三 2（略）
6 都道府県知事は、…協力を求めるときは、必要に応じ、市町村の長と連携するよう努めなければならない。	6 都道府県知事は、…報告又は協力を求めるときは、必要に応じ、市町村長に対し協力を求めるものとする。
（新設）	7 市町村長は、…協力の求めに応ずるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、…患者に関する情報その他の情報の提供を求めることができる。

都道府県によって個人情報の取扱いが異なり、情報格差が生じた。感染患者等の情報を入手できず、自宅療養者への生活支援や住民の不安の解消に資する情報発信・相談対応に苦慮した。

県の保健所では、各地域の細かな実情まで把握することが難しい面もあり、効果的な対策を講じるためには、市の持つ情報を活用し、県の保健所と連携する必要が生じた。 ※3

なお、従前は地方公共団体ごとに個人情報保護条例を制定、運用していたところ、令和3年の個人情報保護法の改正により地方公共団体も同法の適用対象となった（令和5年4月1日施行）。この結果、個人情報の提供を受ける者（地方公共団体等）が法令の定める事務に必要な限度で個人情報の提供を受け利用することに相当の理由があるときは、利用目的以外の提供が可能とされ（同法第69条第2項第3号）、感染症法改正前においても、国が当該要件に該当する旨の法解釈を統一的に示すことが可能となった。 33

- 事業者への時短要請やワクチン接種の前倒し等に際し国と地方のコミュニケーションが不十分だった等の課題があった。意思疎通の円滑化のため、国へのリエゾン派遣やハイレベルな意見交換等の取組が行われた。

地方の事務処理に影響を及ぼす国の方針決定に関する 国からの状況共有のタイミングの課題

飲食店への営業時間短縮の要請等において、府民・事業者の協力を得るために必要不可欠なエビデンスが、国から明確に示されず、現場で対応に苦慮。対策の方向性等について、地方公共団体との事前のコミュニケーションが不十分。 ※1

市町村による接種券の送付が追加接種の接種間隔の前倒しに即応できず、接種券送付のタイミングで接種の可否が決まるといった事態が生じた。 ※2

新型コロナワクチン接種事業など、国の方針が二転三転することが多く、自治体における適切な人員体制、医療機関との調整、住民への情報発信等の場面で混乱が生じた。 ※3

国と地方の情報共有・コミュニケーションの円滑化のため、

- ✓ 厚生労働省：地方からのリエゾン受入れ
- ✓ 内閣官房：地方との意見交換会
- ✓ 総務省：地方の幹部職員との1対1の連絡体制構築等の取組を行った。

全国の感染症情報等の一元管理・共有のため、

- ✓ 厚生労働省：関係者が電子閲覧可能なシステムを構築

国や都道府県の事務処理のために 必要な地方からの情報の収集の権限に関する課題

現行の指示権限は前提となる情報収集や調整の権限がなく、発動しにくかった。【再掲】 ※4

緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用の権限は国にあり、知事の要請に応じた機動的な発出等が行われない場面も発生。 ※1

国から都道府県、保健所設置市区等への総合調整権限の創設に併せて、都道府県、保健所設置市区からの情報収集権限を規定。【再掲】 ※4

国から地方への膨大な情報提供がそれぞれの重要性や 法的性格が不明なままに提供されている課題

国から1000本を超える通知・事務連絡が発出されており、感染症対応に追われる保健所等の現場では対応できない。重要事項であるにもかかわらず、「技術的助言」か「単なる情報提供」なのか法的性格が不明確な形で事務連絡として発出されている。【再掲】 ※5

※1：全国知事会資料（第3回専門小委員会）

※2：政府有識者会議取りまとめ資料

※3：全国市長会資料（第3回専門小委員会）

※4：厚生労働省資料（第10回専門小委員会）

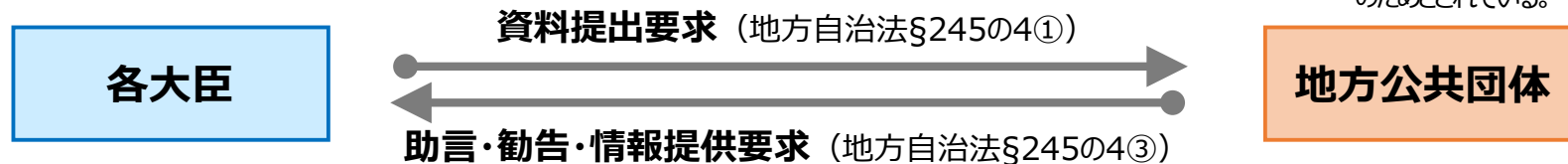
※5：全国知事会資料（第2回政府有識者会議）をもとに抜粋・加工して作成

- 地方自治法上、国による助言・勧告・情報提供のための資料提出の要求及び地方からの情報提供の要求の仕組みが設けられている。このほか、地方6団体からの意見申出の仕組みや国と地方の協議の場が法定化されている。
- これら以外の情報提供の求め等の仕組みについては、個別法の根拠が必要とされている。

国からの資料提出要求／地方からの情報提供要求

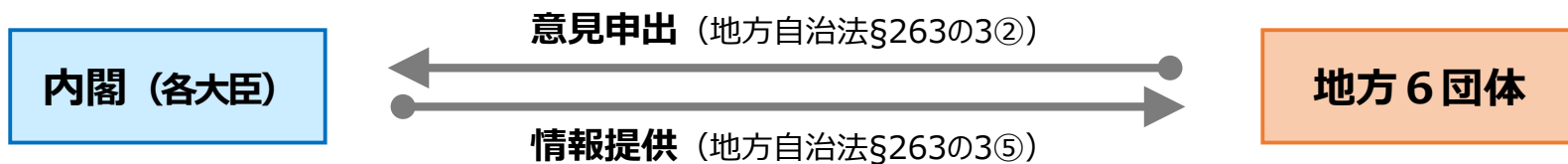
- **各大臣は、地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をするため、又は地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。**
- **他方、地方公共団体は、各大臣に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。**

※ 地方の情報の提供要求は各大臣の担任する事務の管理・執行に関するものである一方、国は資料の提出要求は助言・勧告のためとされている。



地方6団体の意見申出

- **地方6団体は、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令等に関し、内閣・国会に対し意見を申し出ることができる。【実績2回 (H6、H18)】**
- **各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、意見申出ができるよう、地方6団体に当該施策の内容を情報提供しなければならない。**



国と地方の協議の場

- **官房長官（議長）、総務大臣等の関係各大臣と地方6団体の代表者（副議長：全国知事会会長）により「国と地方の協議の場」を構成し、次の事項を協議。（H23～）**
【近年の実績：R3年度3回、R4年度3回（現時点）いずれも総理出席】
 - ・ 国と地方公共団体の役割分担に関する事項
 - ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
 - ・ 経済財政政策、社会保障に関する政策等の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの
- 協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならない。

○ 感染症法・主な危機管理法制においては、国と地方との間、都道府県と市町村との間の情報共有として、発災時の報告の枠組、情報提供その他の必要な協力の求め、総合調整のための情報収集等が定められている。

		国	都道府県	市町村
感染症 (①感染症法) ※令和4年改正	報告		・新型インフルエンザ等感染症に関し感染症法令規定の事務を処理した場合に、厚生労働大臣の求めに応じ報告【保】	※【保】：保健所設置市区への権限移譲事務
	情報収集		・感染症情報の住民理解の増進のための協力の求め、当該求めに係る情報提供 ・総合調整のための報告、資料提出の求め	【保健所設置市区】
(②新型インフルエンザ特措法)	情報収集		・総合調整のための情報提供の求め ・総合調整のための報告、資料提出の求め	・総合調整のための情報提供の求め
自然災害 (災害対策基本法)	情報収集	・災害応急対策のための資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力の求め	・災害応急対策のための情報の提供、意見の表明その他必要な協力の求め	
国民保護事案 (事態対処法) (国民保護法)	情報収集		・総合調整のための情報提供の求め ・総合調整のための報告、資料提出の求め	・総合調整を行うための情報提供の求め

4. 非平時におけるリソース確保のあり方

- 保健所の業務ひっ迫により検査、入院調整、自宅療養者等に対する健康観察などに遅れが生じたが、人員体制強化〔対応①〕、本庁や他の地方公共団体からの応援、民間団体からの派遣受入れ〔対応②〕、情報システムの導入による業務効率化〔対応③〕、業務の外部委託などによる対応が行われてきた。

※ 1：政府有識者会議資料（令和4年6月15日「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」）※ 2：全国知事会資料（第3回専門小委員会）※ 3：全国市長会資料（第3回専門小委員会）※ 4：全国保健所長会資料（令和4年6月「令和5年度保健所行政の施策及び予算に関する要望書」）をもとに抜粋・加工して作成

- 保健所業務がひっ迫した場合に、保健所のコアの業務に専念できるよう、各種報告や定期的な調査等の通常業務の縮小・延期といった**業務負荷の低減**、かかりつけの医療機関への**検査や健康観察の委託、検体搬送の簡素化**、陽性者の移送についての**救急搬送機関との連携、事務の外部委託や都道府県での一元化が必要**である。これらについては、順次、厚生労働省から各地方公共団体に指針が示されたが、保健所業務がひっ迫した地域であっても取組はまちまちであり、ひっ迫状況が解消されない地域もあった。
- 都道府県と保健所設置市・特別区の連携や、保健所業務ひっ迫時の全庁体制の構築、IHEAT等外部からの応援の受入れについてマニュアル等の整備並びに周知や研修の実施を行ったが、感染症を対象とした**健康危機に関する実践的な訓練が必ずしも十分には行われておらず**、実際には円滑に進まなかった。
- 感染拡大とともに、保健所に大きな業務負荷が発生し、保健所のコアの業務である積極的疫学調査や情報の収集・管理などが十分に実施できない地域などが見られた。 ※ 1

新型コロナウイルス感染症対応では、保健所等の長期にわたる業務逼迫が深刻な状況。新興感染症の発生に備え、**一定の冗長的な人員の配置や業務の効率化が必要**。 ※ 2

感染の初期段階では、一部地域で感染が爆発的に拡大する事態が発生し、**行政内部での人員の融通による対応だけでは限界**。よって、災害対応のように、国、他地域や民間からの人的支援を迅速、円滑に得られる仕組みを構築する必要。 ※ 2

自治体においては、余力がない人員体制で行政運営をしており、とりわけ**保健師等の専門職員は感染拡大時の需要に対応できる体制とはなっていない**。必要な保健師や看護師等の人材確保について、国として、人材の養成等に関する予算を充実させることはもとより、潜在保健師、保健師OB等を活用し、圏域を越えた広域的な派遣ネットワークの構築を拡充させるなど、有事に備えた万全の体制構築について、幅広く検討する必要。 ※ 3

応援・動員の手順（誰がどのような状況になったら決定するのか）が**明確でなかったことにより、人員確保を円滑に行うことが難しかった保健所もある**。このため、新型コロナウイルス感染症のフェーズごとの増員の基準等に言及した保健所の体制整備に関するガイドラインを作成していただきたい。 ※ 4

保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について (令和2年9月25日厚生労働省・総務省通知)

1. 都道府県を越えた保健師等の専門職の応援派遣スキームの構築

- ・ 原則としては、都道府県内で、本庁や当該都道府県内の保健所等からの応援派遣を調整するが、緊急時の対応を可能とするために、都道府県を越えた保健師等の専門職の応援派遣スキーム（短期派遣を基本）を構築。

2. 都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクの創設の検討

- ・ 各都道府県には、免許を持ちながら仕事に就いていない潜在保健師等が存在していることを踏まえ、一時的な保健師等の専門職のニーズと潜在保健師等を結びつける仕組みを構築。

3. 保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置の検討

4. HER-SYSの運用改善（発生源入力促進等）

- ① 医療機関における直接入力促進
- ② 優先的な入力項目の明確化

5. 保健所の既存業務の軽減

- ・ 縮小・延期等が可能な業務のリストを別添送付
- ・ 保健所業務の外部委託等に係る取組の参考事例を別添送付

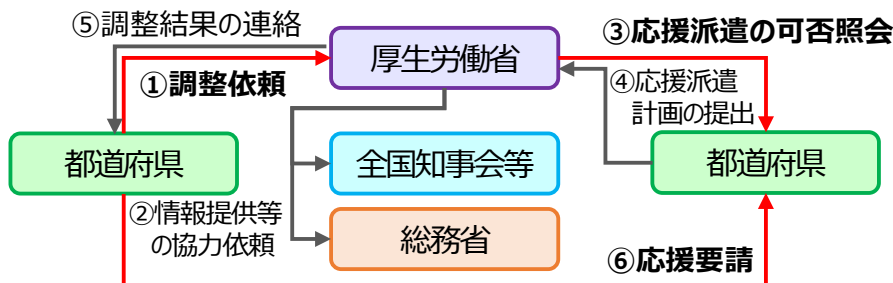
- 感染拡大による保健所の業務ひっ迫、専門職員の不足に対しては、他の地方公共団体からの応援（厚生労働省による調整）や民間団体からの派遣（厚生労働省に登録し、リスト化）による体制強化により対応が行われてきた。

※厚生労働省資料（第2回専門小委員会等）、墨田区資料等をもとに抜粋・加工して作成

新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領

(令和2年11月2日厚生労働省通知)

- ・ 感染が拡大している都道府県以外の都道府県、保健所設置市区等の応援職員が感染が拡大している都道府県に応援派遣され、派遣された保健所等において保健所長等の指揮のもと、応援業務に従事。標準的な派遣期間は1週間程度。
- ・ 派遣元の地方公共団体が負担するかかり増し費用等については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（感染症対策専門家派遣等事業）の交付対象。



【主な派遣実績】

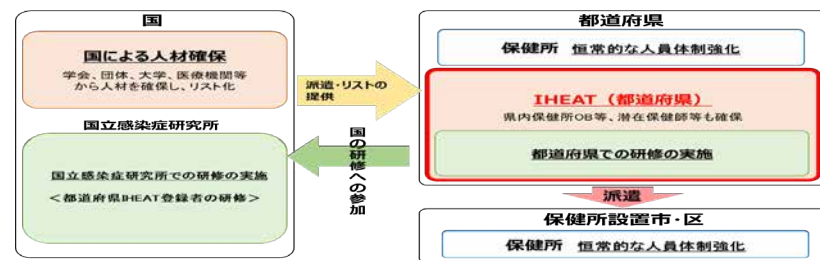
派遣先	時期	人数 (派遣元)
北海道 (札幌市(お)1市含む)	R2.11~R3.1	49名 (延べ24県)
大阪市	R2.12	20名 (9府県)
神奈川県 (横浜市(お)2市含む)	R3.1~R3.2	14名 (6県)
仙台市	R3.3~R3.4	54名 (16県)
兵庫県 (神戸市(お)2市含む)	R3.4~R3.5	15名 (5県)

IHEATの取組

(厚生労働省「新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材の運用要領」)

(Infectious disease Health Emergency Assistance Team)

- ・ 国において学会・関係団体等から派遣可能な保健師、医師等を確保し、リスト化。(令和4年12月末現在：5,300名以上)
- ・ 国から提供されたリストに基づき、各都道府県でIHEATを設置。これまで延べ6,400名以上を保健所等に派遣(令和4年12月末現在)。派遣期間は、地域の実情に応じて様々。
- ・ 感染拡大時に即座に対応できるよう、IHEAT登録者には毎年研修を実施。



保健所体制強化の取組例 (墨田区) ※令和3年9月時点



○ 危機管理法制の一部の規定においては、職員の派遣や応援の求めを受けた国・他の地方公共団体は、「応諾義務」が課されている。また、自然災害や武力攻撃への対応においては国による地方間の職員の派遣のあっせんや応援の調整(求め・指示)の規定が設けられている。

※新型インフル特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法、※事態対処法：武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

派遣	国	都道府県	市町村
感染症 (①感染症法) (②新型インフル特措法)	・感染症試験研究等機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症のまん延防止等のための協力の要請【⇒保健所設置団体】	・積極的疫学調査のための感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の協力の求め【⇒国、他の保健所設置団体】	
		・緊急事態措置(※)の実施のための職員の派遣の求め(緊急事態宣言下から政府対策本部設置以降に拡充)【⇒国、他の地方公共団体等】★ 応諾義務 ※「新型インフルエンザ等緊急事態措置」から「特定新型インフルエンザ等対策」に拡充	
自然災害 (災害対策基本法)	・都道府県からの求めに応じた災害応急対策等のための職員派遣の あっせん 【⇒国、他の都道府県等】★ 応諾義務	・災害応急対策等のための職員派遣の要請【⇒国等】★ 応諾義務 ・市町村からの求めに応じた職員派遣の あっせん 【⇒国、他の都道府県等】★ 応諾義務	・災害応急対策等のための職員派遣の要請【⇒国等】★ 応諾義務
武力攻撃 (国民保護法)	・都道府県からの求めに応じた国民保護措置のための職員派遣の あっせん 【⇒国、他の都道府県等】★ 応諾義務	・国民保護措置のための職員派遣の要請【⇒国等】★ 応諾義務 ・市町村からの求めに応じた職員派遣の あっせん 【⇒国、他の都道府県等】★ 応諾義務	・国民保護措置のための職員派遣の要請【⇒国等】★ 応諾義務

応援	国	都道府県	市町村
感染症 (新型インフル特措法)		・緊急事態措置(※)のための応援の求め(同上)【⇒他の都道府県】	・緊急事態措置(※)のための応援の求め(同上)【⇒他の市町村、都道府県】★ 応諾義務 (都道府県に対する求めに限る。)
自然災害	・地方公共団体相互間の応援が円滑に実施されない場合に 都道府県から求めを受けたときの 災害応急対策のための 応援の求め 【⇒他の都道府県】 ・その事態に照らし特に緊急を要し 都道府県からの要求を待つとまがないときの 災害応急対策のための 応援の求め 【⇒他の都道府県】	・応急措置の応援指示、災害応急対策(応急措置を除く。)の応援の求め【⇒市町村】 ・(上記では対応が円滑に実施されない場合の)区域内の市町村が実施する災害応急対策のための 応援の求め 【⇒他の都道府県】 ・災害応急対策のための 応援の求め 【⇒他の都道府県】★ 応諾義務 (応急措置に限る。) ・災害応急対策のための 応援の求め 【⇒国】★ 応諾義務	・災害応急対策のための 応援の求め 【⇒他の市町村】★ 応諾義務 (応急措置に限る。) ・災害応急対策のための 応援の求め 【⇒都道府県】★ 応諾義務
武力攻撃	・都道府県が行う救援に対する 応援の指示 【⇒他の都道府県】	・国民保護措置のための 応援の求め 【⇒他の都道府県】★ 応諾義務	・国民保護措置のための 応援の求め 【⇒都道府県、他の市町村】★ 応諾義務

災害対応における人的支援の取組①（総務省による広域調整）

（参考）※一部更新
第12回専門小委員会資料

○ 総務省は、災害対応において、地方三団体・指定都市市長会とともに、地方公共団体相互間の人的支援について職員確保調整本部を設置し、発災直後の災害応急業務のための法律に基づかない応援（応急対策職員派遣）や、復旧・復興業務のための地方自治法に基づく職員派遣（復旧・復興支援技術職員派遣等）の調整を行っている。

※ これらのほか、厚生労働省等も保健師等の広域調整を行っている。

	応急対策職員派遣	復旧・復興支援技術職員派遣等
支援業務	発災直後の災害応急業務（避難所の運営・罹災証明書の交付等）	復旧・復興業務（災害復旧事業に係る設計・施工管理等）
時期（目安）	発災後1～2か月程度	発災後3か月以降
主な派遣期間	1週間程度で交代	通常は1年単位
根拠	法律に基づかない応援	地方自治法に基づく職員派遣
調整主体	応援職員確保調整本部※ （総務省、地方三団体及び指定都市市長会により構成） ※ 従前、総務省・地方三団体等による派遣調整を実施。 ※ 熊本地震への対応を踏まえ、大規模災害時には災害マネジメント支援や指定都市を含めた全国一元的な派遣調整の必要性が高いため、上記確保調整本部による派遣調整を実施（平成30年3月～）。	復旧・復興支援技術職員確保調整本部※ （総務省、地方三団体及び指定都市市長会により構成） ※ 従前、総務省・全国市長会・全国町村会等による派遣調整を実施。 ※ このうち技術職員（土木技師・建築技師・農業土木技師・林業技師）については、大規模災害時における派遣ニーズが特に高いことから、派遣可能な要員を事前登録し、発災時に上記確保調整本部による派遣調整を実施（令和2年度～）。
主な実績	<平成30年7月豪雨> 被災20市町に対し、29団体より延べ15,065名 <令和元年東日本台風> 被災28市町に対し、35団体より延べ9,833名 <令和2年7月豪雨> 被災8市町村に対し、13団体より延べ6,367名	<熊本地震> 被災6市町村に対し、35団体より延べ76名 <平成30年7月豪雨> 被災25市町に対し、103団体より延べ282名 <令和元年東日本台風> 被災24市町に対し、107団体より延べ209名 <令和2年7月豪雨> 被災2県6市町村に対し、36団体より延べ139名 （うち復旧・復興支援技術職員派遣は、被災2県3市町村に対し、15団体より延べ72名）

※ 総務省による調整は、災害対策基本法を根拠とする応援の調整や派遣のあっせんではなく、運用上、行われているものである。